

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、県内外で大規模災害等、緊急を要する事象が発生した際に被害状況の把握と必要な支援活動等が迅速かつ効果的に行えるよう、速やかな初動体制づくりを図るための手引きを示すものである。

2. 本マニュアルの適応範囲

- (1) 大規模或いは広範囲にわたる災害により当県協会員への甚大な被害が予測される場合または被災住民への支援の必要性が予測される場合。
- (2) 大規模或いは広範囲にわたる災害により、当県協会以外の都道府県士会活動に甚大な支障が予測される場合。

3. 緊急対策の基本方針

情報の一元化と迅速な意思決定及び行動ができる体制を整備し、被災会員及び被災会員の所属施設への支援並びに被災地の住民への必要な支援活動を実施する。

4. 緊急対策本部の組織・体制〈発災時の指揮・連絡系統の流れ 図1参照〉

- (1) 緊急対策本部は、本部長、副本部長、本部事務局長の本部三役、庶務、財務を担う事務局、情報収集を担う責任者、支援活動の調整を担う責任者により組織する。
- (2) 本部三役は、会長が本部長を、副会長が副本部長を、事務局長が本部事務局長を担う。なお、本部長として会長が対応困難な場合は第1副会長が任務を代理する。副会長、事務局長がそれぞれの任務に対応困難な場合は本部長が別に選任する。
- (3) 緊急対策本部の設置場所は被害状況に応じて本部三役の協議により決定する。
- (4) 本部事務局長は、本部長及び副本部長と協議の上、緊急対策本部の庶務及び財務の実務を担う責任者を選任する。
- (5) 情報収集を担う責任者（情報収集責任者）は各支部長が担う。なお、各支部長は被災状況に応じて隣接する支部長を補佐する。
- (6) 支援活動の調整を担う責任者（支援活動調整責任者）は本部三役の協議により本部長が選任する。

5. 緊急対策本部の役割

(1) 緊急対策本部三役

- ①緊急対策本部の設置と解散に関すること。
- ②支援活動に必要な担当部局の責任者の選任に関すること。
- ③被害状況に関する情報収集並びに各支部長を通じた会員の安否確認に関すること。
- ④被災会員及びその所属施設並びに被災地の住民への支援方策の決定に関すること。
- ⑤協会、都道府県士会、自治体、その他団体との連携、情報収集に関すること。
- ⑥被災者支援活動に従事可能なボランティア会員の参集と組織化に関すること。

- ⑦財務に関すること。
- ⑧その他、緊急時対応に係る意思決定に関すること。

(2) 緊急対策本部事務局

- ①会議資料の作成に関すること。
- ②会議の記録とその保存に関すること。
- ③会員への報告、連絡、通知に関すること。
- ④活動報告の作成、保存、広報に関すること。
- ⑤緊急対策本部の運営、義捐金、被災者支援活動に係る会計に関すること。

(3) 情報収集を担う責任者（代議員および各支部長）

- ①各支部会員の安否及び被災状況の把握に関すること。
- ②各支部会員の所属施設の被災状況及び支援ニーズの把握に関すること。
- ③緊急対策本部との情報共有に関すること。
- ④各支部間での連携に関すること。

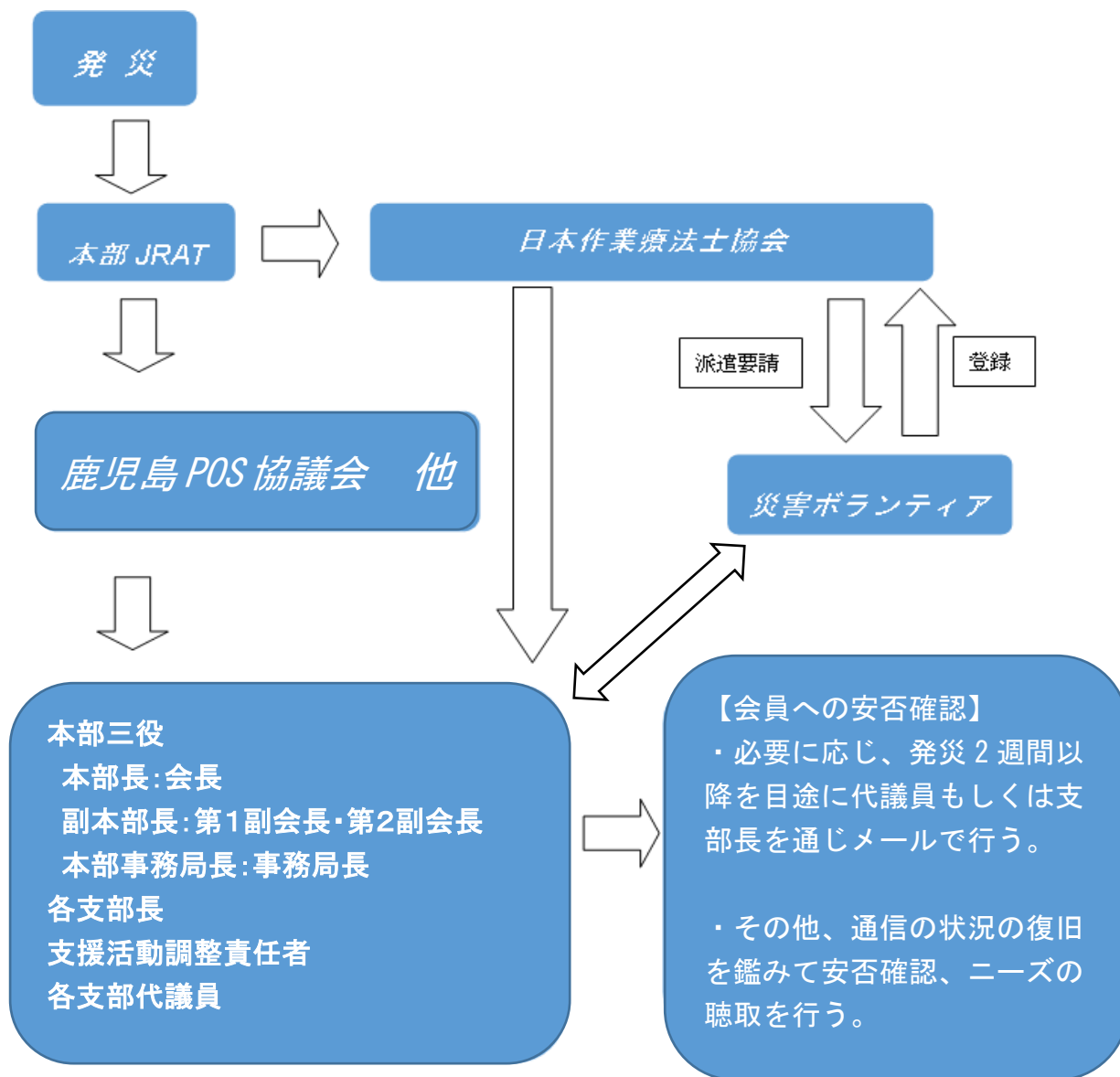
(4) 支援活動の調整を担う責任者（支援活動調整責任者）

- ①被災地情報の把握と支援活動に従事するボランティア会員への情報提供に関すること。
- ②支援活動に従事するボランティア会員の把握及びスケジュール調整に関すること。
- ③支援活動に係る必要な物品の準備に関すること。
- ④支援活動に従事するボランティア会員へのオリエンテーションに関すること。

6. 指揮・連絡系統

- (1) 情報の一元化と迅速な意思決定を行う必要があることから、被災者支援活動の方針及び活動内容のすべてについて、本部三役の協議により本部長が決定し、指示する。
- (2) 関係団体（協会、都道府県士会、鹿児島POS協議会、その他団体）との情報の共有及び連携方法について、本部三役の協議により本部長が決定する。（図1参照）
- (3) 事務局長は事務局を統括し、庶務及び財務責任者に必要な指示を行うと共に結果の報告を受ける。
- (4) 庶務及び財務担当責任者は事務局協力会員に必要な作業・手続きについて指示を行うとともに結果の報告を受ける。
- (5) 各支部長は支部会員と連携し、支部会員の安否確認及び被災状況、被災した会員への支援ニーズ等について把握するとともに本部長に報告する。
- (6) 支援活動調整責任者は本部三役の指示により、被災者支援活動に係るボランティア会員のスケジュール調整及びオリエンテーション並びに必要な物品の準備を行う。
- (7) 支援活動調整責任者はボランティア会員の活動状況を把握し本部長に報告する。

(図1) 発災時の指揮・連絡系統の流れ



7. 災害時の連絡方法

必要に応じて代議員もしくは各支部長より、FAX またはメールまたは電話連絡にて会員の安否確認、および被災状況、支援ニーズなどの情報収集を行い、各会へ伝える。

なお、自宅会員については、電話連絡および封書にて連絡するものとする。

8. 緊急対策本部構成施設一覧

【本部三役】

①介護老人保健施設 きりしま 【竹田 寛】

TEL : 0995-57-3410, FAX : 0995-57-3415

メール : jmymn524@yahoo.co.jp

②加世田病院 作業療法室【堀木周作】

TEL : 0993-53-6300, FAX : 0993-53-6302

メール : horiki_s@yahoo.co.jp

③大勝病院 作業療法室【大勝 巖】

TEL : 099-253-1122, FAX : 099-254-9643

メール : okatsu_hp@yahoo.co.jp

④鹿児島医療技術専門学校 作業療法学科【玉利竜二】

TEL : 099-261-6161, FAX : 099-262-5252

メール : mahotaigaleoash@yahoo.co.jp

【南薩支部】

①内科有馬病院 作業療法室【溝口 諒】

TEL : 099-224-0823, FAX : 099-227-7736

メール : r_mizo_ot@yahoo.co.jp

②鹿児島医療技術専門学校 作業療法学科【藤田 賢太郎】

TEL : 099-261-6161, FAX : 099-262-5252

メール : ot.fujita@harada-gakuen.ac.jp

③〈奄美地区〉大島保養院【平城 修吾】

TEL : 0997-54-8888, FAX : 0997-54-8800

メール : amami.ot63617@gmail.com

④〈熊毛地区〉種子島医療センター 作業療法室【酒井宣政】

TEL : 0997-72-0376, FAX : 0997-72-3936

メール : nsakai@tanegashima-mc.jp

【北薩支部】

①神村学園専修学校 作業療法学科【渡 裕一】

TEL : 0996-21-2071, FAX : 0996-21-2071

メール : ywatari@kamimura.ac.jp

【大隅支部】

①春陽会中央病院 作業療法室【春花利江】

TEL : 0994-65-1170, FAX : 0994-65-1160

メール : hanatoraman@icloud.com

②大隅鹿屋病院 作業療法室【奥山貴幸】

TEL : 0994-40-1111, FAX : 0994-40-4579

メール : a19800157@yahoo.co.jp

【霧島・始良支部】

①株式会社ユニティー リハケアガーデン国分【深見友一】

TEL : 0995-73-3381, FAX : 0995-73-3382

メール : yu1.12181982@gmail.com

表 1 : 災害支援活動の流れ

	平常時の対応	震災発生直後～3日目	震災発生4日～2週間	震災発生後2週～1か月	震災発生1か月～2か月	災害発生2か月以降
基本方針	情報連絡網の整備 会員への普及啓発	初動体制の確立	緊急初期対応 情報収集体制の整備	被災者支援活動の準備	被災者支援活動実施 (支援活動Ⅰ期)	被災者支援活動継続 (支援活動Ⅱ期)
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> 支部ごとの連絡網の整備 災害支援活動マニュアルの整備 会員への啓発普及 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 緊急対策本部の設置 【本部三役】 ・災害支援活動の暫定方針の決定 ・事務局、支援活動責任者等の選任、召集 ・緊急対策本部会議の開催 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 情報収集の開始 【本部三役】 ・OT協会、都道府県士会等の関係団体との連絡 【本部三役 ⇄ 各支部長】 ・会員の安否確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 協力会員の組織化 【事務局】 ・協力会員の募集 ・協力会員の担当分け ・協力会員へのレクチャー </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 渉外活動の開始 ・自治体、医師会、関係団体との連携調整【本部三役】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 被災会員所属施設支援 ・必要物資の供給 ・マンパワー支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 各支部長 ・会員及び会員の所属施設の被災状況の詳細把握 ・ライフライン復旧状況の把握 ・避難所数、場所、アクセス方法の把握 ・被災会員と会員職属施設、被災者の物的・人的ニーズ把握 ・被災地での活動拠点及び移動ルートの調査 ※必要に応じ現地調査も実施 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 被災者支援活動方針の決定 義捐金等窓口開設 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 支援活動内容の確認・調整・見直し </div>	

※本表は本県で災害等の緊急事態が発生した場合を想定しており、県外で発生した場合には、緊急対策本部の判断により、必要な部・人員等を設置する。

※被災者支援活動の継続の有無については、被災地の復旧・復興状況等を踏まえ理事会で決定する。

【平成30年6月1日】